

相談会実施報告書

1 相談会名

司法書士による「全国一斉生活保護110番」

2 開催日時

電話相談

日時：平成26年9月7日（日） 午前10時～午後4時

3 開催趣旨

生活保護制度は、憲法25条に規定されている「生存権」を具体化し、すべての市民に対し、「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する、文字通り「最後のセーフティネット」ですが、昨年8月と今年4月の2度にわたる生活保護基準の引下げ、今年4月の消費税率の8%への引上げにより、生活保護利用者の実質的な家計状況はさらに苦しくなり、利用者の不安が高まっています。また、今年7月に改正生活保護法が施行され、申請権のさらなる侵害等が懸念されているところです。

このような状況において、安心して法律専門職能に相談できる窓口を設けることにより、憲法で保障された市民の生存権を守りつつ、生活保護制度の改善に寄与していきたいとの趣旨で本相談会を実施しました。

4 相談件数

合計 2名

内訳

(1) 性別

男性 2名

(2) 年齢

40代 1名 60代 1名

5 主な相談内容

自分が生活に困窮した場合、将来的に生活保護を受けることが本当にできるのか。

6 実施した感想・コメント・今後の対応

最近の過剰な生活保護バッシングにより、生活保護制度に対して不安を持っている方が増えているのではないかと感じた。

我が国の生活保護制度に関しては、受給者数は過去最大となっているが、利用率は減少しており、また捕捉率（制度利用可能な方の中で実際に利用している方の割合）は諸外国に比して著しく低くなっている上、不正受給率はわずか0.4%である。メディアの過剰な生活保護バッシングにより、さらに制度が利用しづらくなれば、貧困が蔓延し、餓死者や自殺者の増加を招きかねない。

今後も継続して取り組んでいくべきである。